

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第六十七号

平成二十八年
十二月二十二日

木曜日

目次

規則

- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県条例施行規則及び山梨県管住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……………一三

規則

山梨県規則第三十九号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

技能労務職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	127,900	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	240,800	281,700	326,400
	33	164,900	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	244,300	284,500	329,500
	36	170,300	245,500	285,600	330,600
	37	172,100	246,800	286,300	331,700
	38	173,800	248,000	287,200	332,800
	39	175,500	249,300	288,100	333,800
	40	177,200	250,600	289,000	334,800
	41	179,200	251,600	289,800	335,800
	42	180,700	252,900	290,800	336,800
	43	182,200	254,000	291,800	337,800
	44	183,700	255,300	292,700	338,800

	45	185,000	256,200	293,400	347,400
	46	186,500	257,300	294,300	348,800
	47	187,900	258,500	295,200	350,300
	48	189,300	259,500	296,100	351,800
	49	190,700	260,700	296,800	353,400
	50	191,900	261,900	297,400	354,200
	51	193,200	263,100	298,100	355,400
	52	194,300	264,000	298,900	356,400
	53	195,500	265,100	299,500	357,300
	54	196,600	266,200	300,300	358,400
	55	197,700	267,400	301,000	359,300
	56	198,800	268,600	301,700	360,400
	57	199,900	269,500	302,400	361,300
	58	201,000	270,500	303,100	362,000
	59	202,000	271,600	303,900	362,700
	60	203,000	272,600	304,600	363,400
	61	204,000	273,700	305,200	363,800
	62	205,100	274,800	305,900	364,400
	63	206,200	275,700	306,600	365,100
	64	207,200	276,800	307,300	365,800
	65	208,100	277,700	307,800	366,100
	66	209,000	278,500	308,300	366,800
	67	209,700	279,300	308,900	367,500
	68	210,600	280,100	309,500	368,200
	69	211,500	280,900	310,100	368,500
	70	212,700	281,700	310,500	369,100
	71	213,700	282,500	311,000	369,800
	72	214,600	283,200	311,500	370,400
	73	215,300	284,000	311,800	370,700
	74	216,500	284,700	312,300	371,300
	75	217,600	285,500	312,800	372,000
	76	218,800	286,300	313,200	372,600
	77	219,600	286,900	313,400	373,000
	78	220,800	287,400	313,700	373,500
	79	222,000	287,900	314,000	374,100
	80	223,100	288,300	314,300	374,600
	81	224,000	288,700	314,600	375,100
	82	225,200	289,100	314,900	375,700
	83	226,200	289,600	315,200	376,200
	84	227,300	290,100	315,500	376,500
	85	228,400	290,500	315,700	376,900
	86	229,500	291,100	316,100	377,400
	87	230,600	291,700	316,400	377,800
	88	231,600	292,300	316,600	378,200
	89	232,600	292,600	316,800	378,600
	90	233,700	293,100	317,100	379,100
	91	234,800	293,600	317,400	379,500
	92	236,000	294,000	317,700	379,900

再任職員及び任期付職員以外の職員

93	237, 100	294, 400	317, 900	380, 200
94	238, 100	294, 900	318, 200	
95	239, 000	295, 400	318, 500	
96	239, 800	295, 900	318, 700	
97	240, 800	296, 200	318, 900	
98	241, 800	296, 600	319, 200	
99	242, 800	297, 100	319, 500	
100	243, 700	297, 600	319, 700	
101	244, 700	298, 000	319, 900	
102	245, 600	298, 400		
103	246, 500	298, 700		
104	247, 400	299, 000		
105	248, 200	299, 300		
106	249, 000	299, 700		
107	249, 800	300, 100		
108	250, 500	300, 500		
109	251, 300	300, 800		
110	251, 900	301, 200		
111	252, 400	301, 600		
112	252, 900	301, 900		
113	253, 100	302, 100		
114	253, 500	302, 400		
115	254, 000	302, 700		
116	254, 500	302, 900		
117	255, 000	303, 100		
118	255, 400	303, 400		
119	255, 900	303, 700		
120	256, 400	303, 900		
121	256, 700	304, 100		
122	257, 000	304, 400		
123	257, 300	304, 700		
124	257, 600	304, 900		
125	257, 800	305, 100		
126	258, 000	305, 400		
127	258, 300	305, 700		
128	258, 600	305, 900		
129	258, 800	306, 100		
130	259, 000	306, 400		
131	259, 400	306, 700		
132	259, 600	306, 900		
133	259, 900	307, 100		
134	260, 300			
135	260, 600			
136	260, 900			
137	261, 100			
138	261, 400			
139	261, 600			
140	261, 900			

	141	262,200			
	142	262,400			
	143	262,700			
	144	263,000			
	145	263,200			
	146	263,400			
	147	263,700			
	148	263,900			
	149	264,200			
	150	264,500			
	151	264,800			
	152	265,000			
	153	265,200			
	154	265,500			
	155	265,700			
	156	265,900			
	157	266,200			
	158	266,500			
	159	266,800			
	160	267,100			
	161	267,200			
	162	267,500			
	163	267,800			
	164	268,100			
	165	268,200			
	166	268,500			
	167	268,800			
	168	269,100			
	169	269,200			
	170	269,500			
	171	269,800			
	172	270,100			
	173	270,200			
	174	270,500			
	175	270,800			
	176	271,100			
	177	271,200			
再任用職員		201,300	222,400	243,200	273,900
任期付職員		131,700			

別表第六中	30	31	32	33	34	35	35	36
	31	32	33	34	34	35	35	36
	32	33	34	34	35	35	36	
	33	34	34	35	35	36		
	34	34	35	35	36			
	35	35	36					
	35							
	36							
		29	30	30	31			

31
32
32
33
34
35

別表第六の二中	77	78	79	80	82	84	86
	78	80	82	84	85	86	

87
に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に關する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の技能労務職員の給与に關する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(給料の切替え等)

3 この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の適用を受ける職員の例による。

山梨県規則第四十号

山梨県県税条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県県税条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県県税条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のよ

うに改正する。

第二十條の七中「第七十一條の十四第四項、第七十一條の十五第四項」を「第七十一條の十四第六項、第七十一條の十五第五項」に、「第七十一條の三十五第五項、第七十一條の三十六第四項」を「第七十一條の三十五第七項、第七十一條の三十六第五項」に、「第七十一條の五十五第五項又は第七十一條の五十六第四項」を「第七十一條の五十五第七項又は第七十一條の五十六第五項」に改める。

第二十一條の六中「第七十二條の四十六第五項又は第七十二條の四十七第四項」を「第七十二條の四十六第六項又は第七十二條の四十七第五項」に改める。

第三十條中「第九十條第四項又は第九十一條第四項」を「第九十條第六項又は第九十一條第五項」に改める。

第四十條の次に次の一條を加える。
(條例第二百二條第一項第三號の規則で定める身体障害者等)

第四十條の二 條例第二百二條第一項第三號イの規則で定める身体障害を有し歩行が困難な者は、次の各号に掲げる自動車の取得又は自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 條例第二百二條第一項第三號イ(1)に掲げる場合における自動車の取得又は條例第二百二十五條の二第一項第一號イに掲げる自動車 次のいずれかに該当する者

イ 條例第二百二條第五項に規定する身体障害者手帳（以下この条において「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別（以下この

条及び別表第一から別表第四までにおいて「障害の級別」という。）に該当する障害を有するもの

ロ 條例第二百二條第五項に規定する戦傷病者手帳（以下この条において「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度（別表第一において「重度障害の程度又は障害の程度」という。）に該当する障害を有するもの

二 條例第二百二條第一項第三號イ(2)若しくは(3)若しくは同号ロに掲げる場合における自動車の取得又は條例第一百五條の二第一項第一號ロ若しくはハ若しくは同項

第二号に掲げる自動車 次のいずれかに該当する者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第二の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有す

るもの

ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第二の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法別表第一号表ノ二に定める重度障害の程度(次項及び別表第二から別表第四までにおいて「重度障害の程度」という。)に該当する障害を有するもの

2 条例第百二条第一項第三号イの規則で定める身体障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者は、次の各号に掲げる自動車の取得又は自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 条例第百二条第一項第三号イ(1)に掲げる場合における自動車の取得又は条例第百十五条の二第一項第一号イに掲げる自動車 次のいずれかに該当する者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第三の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの

ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第三の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有するもの

二 条例第百二条第一項第三号イ(2)若しくは(3)若しくは同号ロに掲げる場合における自動車の取得又は条例第百十五条の二第一項第一号ロ若しくはハ若しくは同項第二号に掲げる自動車 次のいずれかに該当する者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第四の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの

ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第四の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有するもの

3 条例第百二条第一項第三号イの規則で定める重度の知的障害又は精神障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 条例第百二条第五項に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、山梨県療育手帳交付規則(平成十五年山梨県規則第二十九号)第五条第二項に定める重度知的障害者

二 条例第百二条第五項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に定める一級の障害を有するものであつて、障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第三項に規定する自立支援医療受給者証(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)の交付を受けているもの

第四十一条及び第四十二条中「第百二条第二項」を「第百二条第四項」に改める。
第四十三条中「第百三十二条第五項又は第百三十三条第四項」を「第百三十二条第六項又は第百三十三条第五項」に改める。
第五十二条の三中「第百四十四条の四十七第五項又は第百四十四条の四十八第四項」を「第百四十四条の四十七第六項又は第百四十四条の四十八第五項」に改める。
第五十三条の二の二中「第百十五条の二第三項」を「第百十五条の二第四項」に改める。
附則の次に別表として次の四表を加える。

別表第一(第四十条の二関係)

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度又は障害の程度
下肢不自由	一級から六級までの各級	特別項症から第六項症までの各級症及び第一款症から第三款症までの各級症
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級	特別項症から第六項症までの各級症及び第一款症から第三款症までの各級症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(上肢機能を除く。)	一級から六級までの各級	特別項症から第六項症までの各級症及び第一款症から第三款症までの各級症

別表第二(第四十条の二関係)

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度

下肢不自由	一級から三級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由	一級から三級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（上肢機能を除く。）	一級から三級までの各級	

別表第三（第四十条の二関係）

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
視覚障害	一級から四級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	二級及び三級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	三級	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能障害	三級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	特別項症から第二項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	一級及び二級	特別項症から第三項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（上肢機能に限る。）	一級及び二級	
心臓機能障害	一級及び三級	特別項症から第三項症までの各項症

別表第四（第四十条の二関係）

腎臓機能障害	一級及び三級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	一級及び三級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級及び三級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	一級及び三級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級	
肝臓機能障害	一級から三級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
視覚障害	一級から四級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	二級及び三級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	三級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由	一級及び二級	特別項症から第三項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（上肢機能に限る。）	一級及び二級	

心臓機能障害	一級及び三級	特別項症から第三項症までの各項症
腎臓機能障害	一級及び三級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	一級及び三級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級及び三級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	一級及び三級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級	
肝臓機能障害	一級から三級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

源泉徴収選択口座内配当

	円	円
る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配	円	円
配当等	円	円
受益権の剰余金の配当のうち公募のもの	円	円
口座外の割引債の償還金	円	円
等	円	円

に改め

る。

第四十五号様式裏面以外の部分を次のように改める。

第三十三号様式(その2) 中

上場株式等の配当等	円	円
公募証券投資信託等の配当等	円	円
特定投資法人の投資口の配当等	円	円
上場株式等の配当等	円	円
投資信託でその設定に係	円	円
特定投資法人の投資口の	円	円
特定目的信託の社債的受	円	円
特定公社債の利子・特定	円	円

第45号様式（第20条の4、第21条の6関係）

第 年 月 日

所在地

法人名

殿

山梨県総合県税事務所長 印

法人県民税
法人事業税 更正・決定・加算金決定通知書
地方法人特別税

次のとおり、更正（決定）及び加算金決定したので通知します。この通知による不足金額及び加算金額は、指定した納期限までに納付してください。

事業年度		年 月 日から 年 月 日まで		指定納期限	年 月 日				
税目	区分			更正決定による額（円）	既に納付の確定した額（円）	差引過不足額（円）			
法人県民税	法人税割・均等割	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①							
		法人税割額（税率 %） ②							
		道府県民税の特定寄付金税額控除 ③							
		外国の法人税等の額の控除額 ④							
		仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑤							
		利子割額の控除額（⑬） ⑥							
		差引法人税割額（②-③-④-⑤-⑥） ⑦							
		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑧							
		既還付利子割額が過大である場合の納付額（⑬） ⑨							
		均等割額（ × / 12 ） ⑩							
		計（⑦-⑧+⑨+⑩） ⑪							
利子割に 関する	計算内訳	控除されるべき利子割額 ⑫							
		控除した利子割額 ⑬							
		控除しきれなかつた利子割額 ⑭							
		既に還付した利子割額 ⑮							
		過還付の利子割の納付額 ⑯							
		今回還付利子割額（⑭-⑮） ⑰							
法人事業税	課税標準	年400万円以下の所得金額 ⑱							
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑲							
		年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑳							
		計（⑱+⑲+⑳） ㉑							
		付加価値額 ㉒							
		資本金等の額 ㉓							
		収入金額 ㉔							
		税額	課税標準	⑱に対する税額（税率 %） ㉕					
				⑲に対する税額（税率 %） ㉖					
				⑳に対する税額（税率 %） ㉗					
㉒に対する税額（税率 %） ㉘									
㉓に対する税額（税率 %） ㉙									
㉔に対する税額（税率 %） ㉚									
計（㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚） ㉛									
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額 ㉜									
事業税の特定寄付金税額控除 ㉝									
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉞									
地方法人特別税	課税標準	基準法人所得割額 ㉟							
		基準法人収入割額 ㊱							
		㉟に対する税額（税率 %） ㊲							
		㊱に対する税額（税率 %） ㊳							
		計（㊲+㊳） ㊴							
		仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 ㊵							
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ㊶									
計（㊴-㊵-㊶） ㊷									
加算金	区分	計算の基礎となる法人事業税額及び地方法人特別税額（円）		割合（ % ）	加算金額（円）	既に納付の確定した額（円）	差引過不足額（円）		
		㊷							
		㊸							
		重加算金 ㊹							

第四十八号様式を次のように改める。

県民税利子割に係る営業所等設置・変更・廃止届出書			
山梨県総合県税事務所長 殿		年 月 日	
		印	
(特別徴収義務者) 所在地(住所) フリガナ 名称(氏名) 法人番号(個人番号) 電話			
山梨県県税条例第33条の9第1項(第2項)の規定により届け出ます。			
届出事項		(1) 営業所等の所在地の異動 1 設置 2 変更 (2) 営業所等の名称の変更 3 廃止 (3) 利子等の種別の変更	
設置・変更・廃止年月日		年 月 日	
届出に係る 営業所等の 所在地及び 名称	新	旧	
	所在地		
	フリガナ 名称		
	電話		
利子割 の納入 方法	営業所等ごとに 納入する場合の 利子等の種別		
	本店にて一括納 入する場合の利 子等の種別		
申告書 送付先	所在地(住所)		
	フリガナ 名称(氏名)		
(備考)			
注 「利子割の納入方法」欄には、次に掲げる利子等の種別で該当するものの番号を記入すること。 1 特定公社債以外の公社債利子 2 銀行預金利子 3 銀行以外の金融機関の預貯金利子 4 勤務先預金等の利子 5 合同運用信託の収益の分配 6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配 7 郵便貯金利子 8 国外一般公社債等の利子等 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益 10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの 12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配 13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 14 定期積金の給付補てん金 15 掛金の給付補てん金 16 抵当証券の利息 17 貴金属の売戻し条件付売買の利益 18 外貨建預貯金等の為替差益 19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益			

第八十七号様式中「第102条第2項」を「第102条第4項」に改める。
第九十七号様式中「第115条の2第3項」を「第115条の2第4項」に改める。

(山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第三号中「身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者」を「身体障害を有し、歩行が困難な者又は日常生活を営むのに著しい支障がある者及び重度の知的障害又は精神障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山梨県条例施行規則第三十三号様式（その2）、第四十五号様式及び第四十八号様式の改正規定 公布の日

二 第一条中山梨県条例施行規則第二十條の七、第二十一條の六、第三十條、第四十三條及び第五十二條の三の改正規定 平成二十九年一月一日

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の山梨県条例施行規則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

2 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

山梨県規則第四十一号

山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

山梨県住民基本台帳法施行細則（平成十四年山梨県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「別表」を「別表第一」に改め、同条第一項中「別表第一号」を

「別表第一第一号」に改め、同条第二項中「別表第二号」を「別表第一第二号」に改め、同条第三項中「別表第三号」を「別表第一第三号」に改め、同条第四項中「別表第四号」

を「別表第一第四号」に改め、同条第五項中「別表第五号」を「別表第一第五号」に改め、同条第六項中「別表第六号」を「別表第一第六号」に改め、同条第七項中「別表第七号」を「別表第一第七号」に改め、同条第八項中「別表第八号」を「別表第一第八号」に改め、同条第九項中「別表第九号」を「別表第一第九号」に改め、同条第十項中「別表第十号」を「別表第一第十号」に改め、同条第十一項中「別表第十一号」を「別表第一第十一号」に改め、同条第十二項中「別表第十二号」を「別表第一第十二号」に改め、同条第十三項中「別表第十三号」を「別表第一第十三号」に改め、同条に次の三項を加える。

14 条例別表第十四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護（以下この項において「外国人生活保護」という。）を現に受けているといないとにかかわらず外国人生活保護を必要とする状態にある外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人生活保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う外国人生活保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う外国人生活保護に要する費用の返還の対象となる現に外国人生活保護を受けている外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第二項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

15 条例別表第十五号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金（次号において「給付金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 給付金の支給を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

16 条例別表第十六号の規則で定める事務は、高等学校等であつて私立のものにお

ける奨学のための給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
第八条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(条例別表第二の規則で定める事務)

第十条 条例別表第二教育委員会の項第一号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答とする。

2 条例別表第二教育委員会の項第二号の規則で定める事務は、高等学校等（私立のものを除く。）における奨学のための給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

第七条を第八条とする。

第六条第一項中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第一項第三号」を「第七条第一項第三号」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条中「第三条第二項」を「第五条第二項」に、「第五条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第三条第一項第三号」を「第五条第一項第三号」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第二条 条例第四条第一号及び第二号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じて送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じて送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）によるものとする。

第一号様式中「第2条図表」を「第3条図表」に改める。

第二号様式中「第6条図表」を「第7条図表」に改める。

第三号様式中「第7条図表」を「第8条図表」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。